

岡山市特定非営利活動促進法施行条例（仮称） の基本的な考え方についての ご意見（パブリックコメント）を募集します。



平成23年6月、特定非営利活動の健全な発展により、活力ある社会を実現することを目的に、特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附を促すための制度改正などを盛り込んだ「特定非営利活動促進法（NPO法）」の改正が行われました。

これに伴い、平成24年4月から、岡山市内のみならず事務所に置くNPO法人については、岡山市が所轄庁となるなど、認証制度が変更されるとともに、新たに、税法上の優遇措置を受けられるNPO法人を認定する事務も岡山市が実施することとなります。

そこで、その事務に必要な条例の基本的な考え方について、市民の皆様から広くご意見（パブリックコメント）を募集します。皆様からのご意見をお待ちしています。

ご意見募集期間

平成23年11月14日(月)から平成23年12月13日(火)まで

ご意見の提出方法

直接または郵送、市ホームページの入力フォーム、電子メール、ファクスのいずれかの方法で、このリーフレットにも添付しているご意見記入用紙を提出してください。

ご意見の提出先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所 本庁舎2階 安全・安心ネットワーク推進室

TEL：086-803-1061

FAX：086-803-1872

Eメール：anzenanshin@city.okayama.jp

ご意見の取り扱い

いただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見を取りまとめて公表する予定です。（個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。）

ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

この意見募集につきましては、パブリックコメントのホームページに掲載しています。ご意見記入用紙等のダウンロードもできます。

<ホームページアドレス>

http://www.city.okayama.jp/category/category_00001363.html

NPOとは？

“ Non - Profit Organization ” の頭文字をとった言葉で、「非営利活動組織」、「民間非営利団体」と訳されます。株式会社など「営利」を目的とする組織とは異なり、営利を目的としない組織のことで、利益を目的とする事業を行うことは認められていますが、事業で得た利益は、様々な社会貢献活動に充てられなければいけません。

NPO法（特定非営利活動促進法）とは？

阪神・淡路大震災で、町内会など地域住民組織とともに、ボランティア団体や特定非営利活動団体による自主的・自発的な活動が、地域の復興に大きな力を発揮したことを契機に、ボランティア団体をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動の重要性が認識されました。そうしたボランティア団体等、特定非営利活動を行う団体が、法人格を得ることでその活動の健全な発展を促進すること等を目的に平成10年に制定されました。

NPO法人（特定非営利活動法人）とは？

「NPO」のうち、NPO法が定めた要件を満たし、NPO法の規定に基づいて設立された団体です。所轄庁から認証を受け、法令に基づいて登記することで、法人格を取得した団体です。「NPO」が任意団体等も含め非営利組織全般を指すのに対し、「NPO法人」はNPO法に基づいて設立を「認証」された法人のことを指します。全国で約43,000団体、岡山市では約250団体が認証されています。

認定NPO法人とは？

NPO法人のうち、一定の要件を満たすことで、所轄庁に「認定」を受けた法人です。認定NPO法人に対する寄附金については、寄附者個人は所得税と個人住民税の寄附金控除の対象となり、認定NPO法人は、「みなし寄附金」の適用があるなど、様々な税法上の優遇措置が受けられます。

現在、全国で約230団体（岡山市では2団体）が認定されています。

今回の法改正のポイントは？

★所轄庁の変更

今回の法改正で、平成24年4月から政令指定都市も所轄庁としてNPO法人の認証と認定に関する事務を行うことになりました。このため、岡山市の事務として行うための条例制定を行います。

認証事務 岡山市は、既に県から認証等事務の移譲を受けていますので、これまでどおり、岡山市でNPO法人に関する申請、届出、相談事務を行います。

認定事務 現在、各国税局で受付けていますが、平成24年4月から、岡山市で岡山市所轄のNPO法人に関する申請、届出、相談事務を行います。

主たる事務所の場所	従たる事務所の場所	所轄庁
岡山市内	岡山市内のみ	岡山市
	従たる事務所なし	岡山市
	岡山県内で岡山市外	岡山県
	岡山県外	岡山県

★認証制度の主な変更点は？

活動分野の追加（右表のとおり）

これまで 17 分野だった特定非営利活動法人の活動分野が 2 分野増えて 19 分野となります。また市独自に条例で分野を追加することができます。

認証制度の柔軟化及び簡素化

縦覧期間中の軽微な事項の補正、認証期間の柔軟化、社員総会の決議の省略、理事の代表権の制限に関する登記、定款変更時に届出のみで足りる事項の拡大、解散公告の簡素化等、いくつかの事項が変更されます。また、各種届出に伴う添付書類の一部が変更されます。

認証法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

認証後未登記団体の認証の取消し

収支計算書を活動計算書へ、収支予算書を活動予算書へ改める。

情報開示の充実等

ア) 法人は、事業報告書等、最新の役員名簿及び定款等を主たる事務所だけでなく、従たる事務所でも備え置き、閲覧させる必要があります。

イ) 所轄庁は、事業報告書等、最新の役員名簿及び定款等を閲覧、謄写させなければなりません。

【参考】改正特定非営利活動 19 分野

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

観光の振興を図る活動（新分野）

農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（新分野）

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

環境の保全を図る活動

災害救援活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

国際協力の活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

情報化社会の発展を図る活動

科学技術の振興を図る活動

経済活動の活性化を図る活動

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

消費者の保護を図る活動

前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

★認定制度の主な変更点は？

認定要件の緩和（H23.6.30 以降の申請から適用。但し H24.3.31 までの申請は国税局へ。）

認定取得には、活動の対象や運営組織・経理、事業活動等の要件を満たす必要があります。このうち、広く市民からの支持を受けているかを示す PST（パブリック・サポート・テスト）要件が緩和されました。相対基準（経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が 5 分の 1 以上）に加えて、絶対基準（寄附総額が年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上）が設定され、また住民税の控除対象として個別に条例指定された場合なども設定されました。

仮認定制度の導入（H24.4.1 以降の申請から）

NPO 法人設立初期の活動を支援する等の目的で、PST 要件以外の要件を満たせば、「仮認定」を取得できるようになります。仮認定を受けると、認定 NPO 法人とほぼ同程度の税法上の優遇措置（みなし寄附金の運用はありません）が認められます。（対象は設立後 5 年以内の NPO 法人。法施行後 3 年間は全 NPO 法人が対象）

個人からの寄附金控除の拡充（H23 年分以後の所得税に適用） 税法改正に伴う措置

所得税の寄附金控除はこれまで所得控除のみでしたが、所得控除と税額控除の選択制となるなど控除が拡充されました。

改正内容の詳細、NPO 法人制度、認定 NPO 法人制度については、内閣府及び国税庁のホームページをご覧ください。

内閣府の NPO ホームページ

国税庁のホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

<http://www.nta.go.jp/>

岡山市特定非営利活動促進法施行条例(仮称) の基本的な考え方についてご意見を募集します。

NPO法の改正に伴い、平成24年4月から、岡山市が所轄庁としてNPO法人の認証・認定事務を実施するために、特定非営利活動促進法施行のための条例を制定します。そこで、市独自に条例に規定することができる次の点について、皆様のご意見を募集いたします。

1. 特定非営利活動の分野について

NPO法人は、同法に定められた活動分野に該当し、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動をしなければなりません。今回の法改正において、この特定非営利活動の分野に2分野が追加され、19分野となりました(前ページ参照)。そして、この19分野に準ずる内容であれば所轄庁が条例に定めることで、分野を追加することができることになりました。

この19分野以外で条例に定めたほうが良いと考えられる分野があれば、ご記入ください。

2. 認証審査期間について

改正法では、認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から2か月以内で「条例で定める期間」にすることができることとなっています。

どの程度の審査期間を定めるべきなのか、以下の3つの選択肢からお選びください。

- A 不正な申請等を防ぐためには、できるだけ十分な審査をする必要があるため、法で認める最長の期間である「2か月以内」とする。
- B ある程度の審査の慎重さと審査期間の短縮化を両立するため「1か月半程度以内」とする。
- C なるべく早く審査して欲しいので「1か月程度以内」とし、特別に何らかの事情があり、長期間の審査が必要な場合については「2か月以内」とする。

岡山市特定非営利活動促進法施行条例（仮称）に関するご意見

住所	〒
ふりがな 氏名	
年代	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上 (いずれかに をしてください)
ご意見 記入欄	問1 19分野以外で条例に定めたほうが良いと考えられる分野があれば、ご記入ください。
	問2 選択いただいたアルファベットを で囲み、その理由をご記入ください。 <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px 0;">A B C</div>
	選択した理由
	その他、ご自由にご意見をお書きください。

- * いただいたご意見につきましては、同じ趣旨のご意見をとりまとめて公表する予定です。(個別の回答はいたしませんのでご了承ください。)
- * 差し支えなければ、住所、氏名、年代をご記入ください。
ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。